

# （仮称）中尾一丁目公園の魅力づくりに向けた サウンディング型市場調査を実施します！（対話）

## 【実施要領】

横浜市では、令和元年9月に「公園における公民連携に関する基本方針」を策定し、これまで以上に多様な主体との連携による公園の利活用を進めていくこととしています。

そのひとつとして、旭区に新設する（仮称）中尾一丁目公園において、民間事業者等の多様な主体との連携により、公園や地域の魅力づくりに資する事業の可能性を探るため、アイデアを募集します。

今回のアイデア募集の結果を踏まえ、連携事業の可否や、公募等を実施する場合の条件等を検討していきます。

### ●概要

アイデアを提案いただく場として、対話を実施します。

【期間】令和5年1月23日（月）～2月3日（金）（1グループ1時間程度）

【場所】横浜市役所の会議室

※ 日時連絡の際に、具体的な会場をご案内します。

【対象者】事業実施に関心のある 事業者、団体等

【方法】対面形式又はWEB会議形式

※ マスクの着用や参加人数の制限など感染防止対策にご協力をお願いします。

### ●申込

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、お申し込みください。

【申込期間】令和5年1月4日（水）から1月31日（火）まで

【申込先】横浜市環境創造局 公園緑地整備課 中部担当

Eメール：[ks-koenseibi-c@city.yokohama.jp](mailto:ks-koenseibi-c@city.yokohama.jp)

メール件名は【対話参加申込】としてください。

【留意事項】 対話可能日時を5つ以上選択の上、希望順位もご記入ください。申込みいただき次第、順次日時等をご連絡します。

## 1 目的

横浜市では本格的な人口減少・超高齢化社会の到来や、社会経済情勢の変化に伴い地域ごとの課題や多様なニーズが顕在化していると認識しています。

これらに対応するため、様々なノウハウやアイデアを持った多様な主体とこれまで以上に連携していく必要があると考えており、本市公園での公民連携の取り組みを推進することで、公園の魅力アップによる市民生活の質的向上と都市の持続可能な成長につなげ、「公園から」横浜のブランド力を向上させることを目指しています。

今回整備予定の「(仮称) 中尾一丁目公園」は、神奈川県警察運転免許センターや県立がんセンターなど広域の利用がある施設に隣接し、二俣川駅からも徒歩圏内に立地しています。また、地域の方々からは周辺にまとまった規模のオープンスペースがない中で、憩いの場としての広場空間の確保やイベント等による利用などを求められています。

このように、本公園は近隣の方々の憩いの場としての利用を基本としながら、新しい活動の場として地域の魅力と活力を生み出していく「身近な公園の郊外部モデル」になることも期待されているところです。

このアイデア募集は、公園の新規整備の機会を捉え、整備計画段階から多様な主体との連携の可能性を探るために実施するものです。公園及び地域の魅力づくりに資する様々な事業アイデアの提案をお待ちしています。

## 2 対象公園の概要等

### (1) (仮称) 中尾一丁目公園の概要

所在地・交通	横浜市旭区中尾一丁目4番 相鉄線二俣川駅から徒歩16分 相鉄バス【旭23】「運転免許センター」下車 徒歩3分
面積・公園種別	2,537㎡ 街区公園※ ※ もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園
用途地域(都市計画法)	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率(都市公園法)	原則2% ※都市公園法第5条に規定される Park-PFI により整備を行う場合は、建ぺい率が10%上乗せできる特例有
主な公園施設	街区公園として求められる機能として、『園路・広場・休憩施設(ベンチ・水飲み等)』等の施設整備を予定 (今回のアイデア募集の結果等を踏まえて今後検討)
位置図・案内図	本要領6ページに掲載
現況写真・図面(平面図)	本要領7、8ページに掲載

## (2) (仮称) 中尾一丁目公園の立地環境及び状況

当該公園は、二俣川駅から徒歩圏にあります。

公園周辺には神奈川県警察運転免許センター、県立がんセンター、専門学校（県立二俣川看護福祉高等学校、県立よこはま看護専門学校）など様々な施設が集積し、人々の往来が多い地域です。

当該地域には、これまで誰でも自由に使えるまとまったオープンスペースが少なく、本公園は当該地域における貴重な緑の空間としての役割を期待されています。

## (3) アイデアを提案いただくに当たっての条件

- ① 本公園が街区公園として備えるべき最低限の機能（園路・広場・休憩施設（ベンチ・水飲み等））の整備は本市が行う予定です。具体的な整備内容は、今回のアイデア募集の結果や地域の要望を踏まえて今後決定します。
- ② イベント等の提案をされる場合は、単発的なイベント事業ではなく、提案者自らが実施できる継続的なイベント事業としてください。
- ③ 上下水道や電気等のインフラ設備の使用料等、提案の実施に必要な費用は、原則として提案者の負担となる想定でご提案ください。（上下水道、ガスについての現況は、8ページをご参照ください。）
- ④ 屋内・外を問わず、提案の実施にあたって施設の設置が必要な場合は、施設整備も含めた提案も可とします。この場合、施設整備費および維持管理費は、提案者自らが負担するものとしてご提案ください。
- ⑤ 施設を設置する場合は、原則として、都市公園法第5条に基づく『公募設置管理制度（P-PFI）』によることとし、公園施設として認められる内容をご検討ください。また、横浜市公園条例により使用料を徴収することを想定しています。  
【参考】使用料（建物設置の場合）：1か月当たり1㎡につき120円
- ⑥ 施設を設置する場合、その周辺園地については日常の基本的な管理（清掃等）も担っていただく想定です。（日常管理の範囲についてもご提案ください。）
- ⑦ 地域住民からは、本公園になるべく広い広場を確保してほしいという要望があります。また、広場では地域主催のイベント等の利用が想定されるため、これらの地域要望や広場利用に留意してご提案ください。
- ⑧ 公園内の地盤は等高となっており、北側で接道していますが、東側の道路とは約2～3mの高低差があります。また、南側は、水路用地に向かって約2m程度の高低差の斜面となっています。提案の際はこれらの地形状況等を踏まえてください。（7ページをご参照ください。）
- ⑨ 本公園の広さや街区公園としての位置づけ、違法駐車等のトラブル回避を鑑みて、駐車場の設置は原則行わないものとします。（運営管理に必要な管理者用駐車スペースの設置等の提案は可とします。）

### 3 ご提案をいただきたい内容

対話は、以下の内容を中心に行う予定です。

※ 以下の内容のうち、ご意見・ご提案のない項目があっても構いません。

※ 説明資料の提出は求めません。必要とお考えになる場合にはご用意いただいても結構です。

- (1) (仮称) 中尾一丁目公園の立地に対する評価 (長所・短所)
- (2) 公園の魅力づくりに資する事業アイデアについて
  - ① 魅力づくりのポイント、事業の内容 等
  - ② 施設を設置する場合はその内容 (位置、規模 (床面積や階数等)、想定されるインフラ、営業時間 等)
- (3) 公園管理への関わりの意向
- (4) 地元商店街等との連携、周辺の公共公益施設との関わり方
- (5) 事業実施時期又は事業期間の考え方
- (6) 事業にあたっての市への要望

### 4 横浜市が現時点で想定する魅力づくりのイメージ

- ・ 定期的な移動販売車 (キッチンカーなど) 等による飲食・物販の提供や地元名産品の販売
- ・ 地域が行うイベントとの連携や公園での健康づくり等 (体操、ヨガなど) のイベントの実施
- ・ 地元経済への貢献、地産地消を推し進める施設の設置やソフトコンテンツの提供
- ・ 飲食物が提供できる自動販売機の設置や来園者同士で交流が可能な休憩施設等の設置
- ・ カフェやコンビニ等の施設の設置とこれらを活用した地域の賑わいづくり
- ・ 全ての子どもが楽しめる遊具 (インクルーシブ遊具等) やソフトコンテンツの提供
- ・ 地域の防災機能を高める施設の設置や活動

※ 上記はあくまで想定であり、新たな視点での利活用アイデアをお待ちしています。

### 5 留意事項

#### (1) 対話参加の扱い

対話への参加実績は、今後事業者募集が行われた場合の評価の対象とはなりません。

#### (2) 対話内容の扱い

対話でお伺いした内容は、今後の事業者募集の参考とさせていただきます。

#### (3) 対話に関する費用

対話に要する費用は、恐れ入りますが提案者の負担とさせていただきます。

#### (4) アイデア募集の結果の公表

- ① アイデア募集結果の公表に際して、あらかじめ参加者に表現の確認を行います。
- ② アイデアの内容等を簡潔化し、結果概要としてウェブサイト等で公表します。
- ③ 参加者名は、公表しません。

## (5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、アイデア募集の参加者として認めないこととします。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体
- ② 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ③ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

## 6 お問合せ先

横浜市環境創造局 公園緑地整備課 中部担当

所在地：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話番号：045-671-2652

ファクス：045-671-2724

Eメール：[ks-koenseibi-c@city.yokohama.jp](mailto:ks-koenseibi-c@city.yokohama.jp)



この事業は、「Park-PPP Yokohama（略称：P×P）」（公園緑地管理課 公民連携担当）との連携により進めています。

<位置図>



<案内図>



<公園予定地状況写真>



